

平成29年2月28日

道路局高速道路課

「原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置」  
の期間の延長について

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置の期間を、当面、平成30年3月31日（土）まで延長します。

なお、通行時の利便性向上について、今後、検討を進めます。

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置は、平成24年4月1日より、原発事故により政府として避難を指示又は勧奨している区域等にお住まいであった避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動を支援する目的で実施しているところです。

これまでは、平成29年3月31日（金）まで実施することとしていましたが、当面、以下のとおり期間を延長します。

なお、出口料金所での混雑等の課題があるため、今後、この対応について検討します。

延長期間

平成29年4月1日（土）0:00～平成30年3月31日（土）24:00

問い合わせ先：

国土交通省道路局高速道路課

高速道路事業調整官 松本 健（内線：38302）

課長補佐 小野 祐司（内線：38322）

（代表）TEL 03-5253-8111 （課直通）TEL 03-5253-8500、FAX 03-5253-1619

# 原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置

## 1. 対象車両

- ①対象者：原発事故による避難者（被災時に警戒区域<sup>※1</sup>等を生活の本拠としていた方、及び居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方）
- ②対象車種：全車種（避難者が運転又は同乗している車両）
- ③対象走行：福島県内等の対象インターチェンジを入口又は出口とする走行

- ・ 出口料金所で確認用書面を提示する必要があります。
- ・ 入口料金所、出口料金所では一般レーンを通行する必要があります。
- ・ ETC無線走行では無料措置されません。また、スマートIC（ETC専用IC）から出入りした場合は無料となりません。
- ・ 首都高速、東京外環道など、東北地方のNEXCO路線と一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。

（※1）警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されている、又はされていた区域

## 2. 対象インターチェンジ

路線名	対象インターチェンジ
東北自動車道	国見、福島飯坂、福島西、二本松、本宮、郡山、郡山南、須賀川、 矢吹、白河、加須 <sup>かぞ</sup> ※2、福島ジャンクション
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高 原、磐梯河東 <sup>かわひがし</sup> 、会津若松 <sup>ばんげ</sup> 、会津坂下、西会津
常磐自動車道	山元、相馬、南相馬、広野、いわき四倉、いわき中央、いわき湯 本、いわき勿来 <sup>なこそ</sup> 、桜土浦※2、常磐富岡、新地、浪江

（※2）福島県双葉郡双葉町からの避難者に限り対象となります。

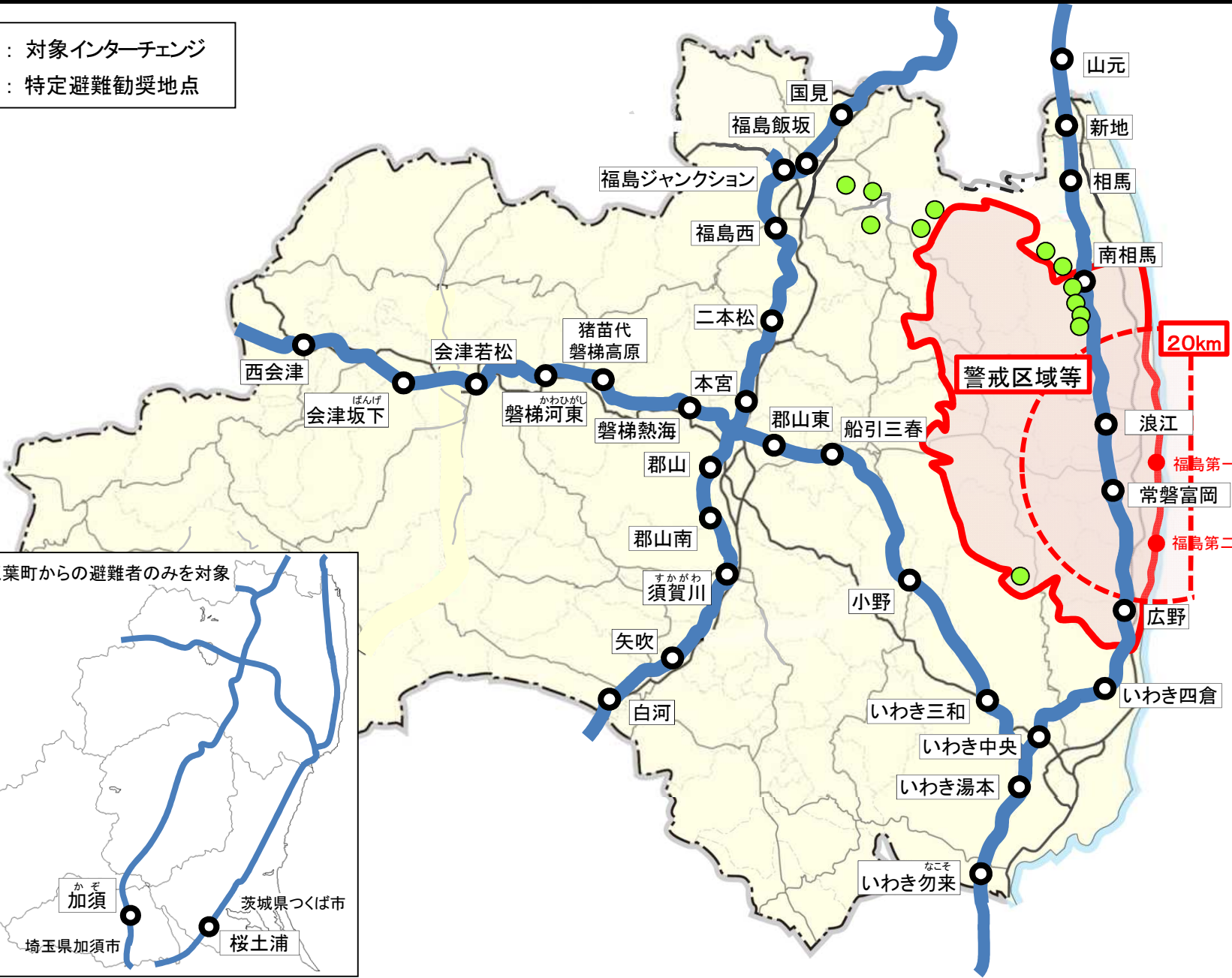
### 3. 出口料金所で提示が必要な書面

入口料金所で受け取った通行券とあわせて、下記の書面の提示が必要となります。（原本の提示が必要：コピー不可）

確認事項	必要書面
①避難元	○被災時に警戒区域等を生活の本拠としていた方 被災時に警戒区域等を生活の本拠としていたことを証明する書面 〔 運転免許証、パスポート、健康保険証、住民票の写し、被災証明書、 罹災証明書等の公的機関が発行するもの 〕 ○居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方 特定避難勧奨地点の設定を受けたことを証する公的書面
②本人確認	運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行する書面

# 対象インターチェンジ

- : 対象インターチェンジ
- : 特定避難勧奨地点



※双葉町からの避難者のみを対象

かぞ加須  
埼玉県加須市

茨城県つくば市  
桜土浦